

特定既存耐震不適格建築物 耐震診断補助制度の概要

特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進を図るため、大阪府では、原則、耐震診断の補助を行う市町村に対して補助金を交付しています。申請手続きやご相談は、市町村窓口で受け付けます。

■主な補助要件

1. 以下の(1)又は(2)のどちらかの条件を満たすもの

(1) 建築物の用途・規模が以下のものであること。

用途	補助対象の規模
小中学校等	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設等	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上
老人福祉センター等	
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上

(2) 災害対策基本法に定める地域防災計画において平成 24 年 4 月 1 日以前に指定された民間の避難所

2. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したものであること。

3. 市町村が建物所有者に対して耐震診断の補助を行うこと。

■補助の割合

【負担割合】

補助基本額 200 万円/棟(上限)

国交付金	府	市	所有者	
			1/3	残
1/3	1/6	1/6	1/3	残

- 補助申請については、国、府、市分を一括して市町村が窓口になります。
- 補助制度の内容等については、建物の所在する市町村へお問合せください。